

支部名:和歌山支部

様式1

2024年度支部活動報告

収入記入欄	①2023年度末(4月末日)残高	65,489
	②2024年度に振込された支部活動費	203,000
	③受取利息等の収入	14
	④収入の合計(①+②+③)	268,503

実施内容	開催日	開催場所	役員 参加人数	参加人数 (役員除く)	主要議題等	使 用 経 費							
						事務 用品費	旅費・ 交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・ 会合費	その他	計
2023年度監査	2024/5/8	アフタヌーンティー・ティールーム 近鉄百貨店和歌山店	4		2023年度支部会計監査及び本部会計監査		1,120						1,120
支部役員会	5/25	PKiA Cafe(プキアカフェ)	8		6月9日のシナリオ検討、担当決め、23年度会計・活動報告		6,700				11,600		18,300
ももやま・わかやまのつどい	6/9	和歌山県JAビル	9	21	資格取得、成績表の見方・単位の取り方、留学について、就活最新情報			28,035	8,514	21,340	3,184	275	61,348
支部役員会	6/9	かごの屋JR和歌山駅前店	9		ももやま・わかやまのつどいの反省会		4,600				12,080		16,680
支部役員会	7/21	ババーネフォルテ店	9		新役員顔合わせ、広報の説明、様式4②役員名簿記入作成、7/6の総会の報告	220	7,500	40	20		13,500		21,280
支部役員会	7/21	ロイヤスホスト和歌山店	4		支部長・役員引継ぎ、規則集受取		1,760				2,794		4,554
支部役員会	8/24	北コミュニティセンター	6		新役員顔合わせ、広報の説明、の和歌山支部会の打合せ	110	6,180		70	1,150	5,596		13,106
教育・就職懇談会／和歌山支部会	9/29	ホテルアバローム紀の国	8	10	本部主催懇談会及び和歌山支部会		5,860		100				5,960
支部役員会	12/8	ココス和歌山店	5		企画書の作成方法・全国支部長会議について・かけはしの記事のための和菓子体験について、会計講習会		3,560		70		7,287		10,917
支部役員会	2025/2/15	北コミュニティセンター	4		ももやま・わかやまのつどい企画書作成・役職決定・チラシ作り開始		5,000		20	830	3,991		9,841
2024年度会計監査	4/28	ココス和歌山店	4		2024年度会計監査	220	2,620	210	130		6,000		9,180
													0
	⑤合計					550	44,900	28,285	8,924	23,320	66,032	275	172,286
										⑥2025年4月 末銀行残高 (④－⑤)		96,217	

- ・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。
- ・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

2025年度支部活動計画

支部名 和歌山支部													
実施内容	開催予定日	開催予定場所	役員 参加予定 人数	参加予定 人数 (役員除く)	主要議題等	使 用 経 費							
						事務 用品費	旅費・ 交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・ 会合費	その他	計
支部役員会	2025/05/10	北コミュニティセンター	8		6月7日の準備・打合せ、ハガキ発送の準備、2024年度会計報告、新役職の引継ぎ	2,000	8,000		1,000	2,000	8,000		21,000
ももやま・わかやまのつどい	6/7	和歌山県JAビル	9	40	成績の見方・単位の取り方・履修登録シラバスとは、資格取得、留学制度、就活最新情報	1,000	10,000	50,000	15,000	30,000	10,000	1,000	117,000
支部役員会	6/7	未定	9		ももやま・わかやまのつどいの振返り、来年の改善点など話し合う		5,000			2,000	10,000		17,000
支部役員会	7月	未定	12		新役員顔合わせ、かけはしの説明、新役職の本格的な引継ぎ		10,000			2,000	12,000		24,000
支部役員会	8月	未定	12		新年度抱負、活動内容検討、支部会のやり方、シナリオ検討		10,000			2,000	12,000		24,000
就職・教育懇談会／和歌山支部会	9月	ホテルアバローム紀の国	12	20	2024年度会計報告と2025年度活動予定の発表		10,000		5,000				15,000
支部役員会	10月	未定	12		ももやま・わかやまのつどいについて新役員に概要説明、かけはし会議出席者決定		10,000			2,000	12,000		24,000
支部役員会	12月	未定	12		6月のイベント企画の事前話し合い、次期会計のための講習		10,000			2,000	12,000		24,000
支部役員会	2026年1月	未定	12		6月のイベント企画内容検討、ハガキ・アンケート・チラシの変更検討		10,000			2,000	12,000		24,000
支部役員会	2月	未定	12		6月のイベント企画内容決定、ハガキ・アンケート・チラシの内容決定		10,000			2,000	12,000		24,000
支部役員会	3月	未定	12		6月のイベントの企画書提出、タイムスケジュール・シナリオ検討、名簿・宛名申請準備、2025年度を締めるための書類準備、来年度の活動話し合い		10,000			2,000	12,000		24,000
2025年度会計監査	4月	未定	5		2025年度会計監査		5,000		1,000		7,500		13,500
													0
合計						3,000	108,000	50,000	22,000	48,000	119,500	1,000	351,500
										⑥2025年4月末日銀行残高		96,217	
										2025年度必要入金額		255,283	

・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。
・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

桃山学院大学教育後援会 和歌山支部規約

(名称)

第1条 本支部は、桃山学院大学教育後援会和歌山支部と称する。

(事務所)

第2条 本支部の事務所は、支部長宅に置く。

(目的)

第3条 本支部は、桃山学院大学教育後援会規約(以下「教育後援会規約という」)に則り、桃山学院大学の教育活動に協力し、これを後援することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 桃山学院大学教育後援会(以下「教育後援会」という)が行う事業への協力及び支援
- (2) 教育後援会の地域的な諸問題への対処

(会員)

第5条 本支部の会員は教育後援会会員のうち和歌山県に在住する者とする。

(会計)

第6条 本支部の経費は、教育後援会予算における支部活動費及び支部役員会の承認に基づいて受け入れた寄付金で支弁する。

2 本支部の会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わるものとする。

3 本支部の収入及び支出については、毎年1回以上会計監査が監査を行い、監査報告書を支部長に提出しなければならない。

(役員)

第7条 本支部に次の役員(以下「支部役員」という)を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 会計監査 若干名
- (5) 支部委員 若干名

2 前項の支部役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役員不足等により支部運営に支障が生じる可能性があり、本部および支部が必要と認めた場合は、会員資格の根拠となる学生の卒業・退学・除籍後2年を任期の上限として支部役員を継続できる。

(役員の選任)

第8条 支部役員は、支部役員会において、支部会員のうちから選任する。

2 選任された支部役員は、本部の承認を得た後、就任する。

3 支部役員に欠員が生じた場合は、支部役員会において補充選任することができる。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、会務を統括する。また、支部会及び支部役員会の議長となる。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故等があるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、支部の会計事務をつかさどる。
- (4) 会計監査は、支部の会計を監査する。
- (5) 委員は、支部運営に参加し、会員の中心として活動する。

(顧問)

第 10 条 本支部に顧問を置くことができる。

2 顧問は支部長が推薦し、本部の承認を得て委嘱するものとする。

(会議)

第 11 条 本支部の運営に当たるため次の各項に定めるところにより会議を開催するものとし、会議は支部長が速やかに招集しなければならない。

(1) 支部会

- ① 定期支部会は毎年 1 回開催し、活動内容・決算・活動計画、支部運営事項等について会員に報告、提案を行い、意見を聴取する。
- ② 臨時支部会は、必要に応じて開催する。

(2) 支部役員会

支部役員会は、次の事項を審議決定する。

- ① 支部会において報告する運営事項の原案決定
- ② 第 8 条第 2 号の規定による支部役員の選任
- ③ その他、支部会の意見に基づく支部に関する事項

(役員の解任)

第 12 条 支部役員が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、本部役員会において出席した役員の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- 1. 法令またはこの規則集に著しく違反したとき。
- 2. 心身の問題のため職務の執行に耐えないとき。
- 3. 職務上の義務に著しく違反したとき。
- 4. 役員たるにふさわしくない著しく不適切な行為があったとき。

(緊急事項)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、支部運営の円滑化を図るため、緊急事項については支部役員会において議決処理することができる。ただし、本条に基づく処理については、本部役員会の承認を得た後に次回支部会に報告しなければならない。

(法令等の遵守)

第 14 条 本支部は活動にあたり、教育後援会が定める「教育後援会 コンプライアンス規程」・「教育後援会 個人情報保護規程」・「教育後援会 情報セキュリティ規程」を遵守するものとする。

(改廃)

第 15 条 この支部規約は、本部役員会の承認を得て改廃することができる。

附則： 本会の設立年月日は、1977(昭和 52)年 8 月 1 日とする。

この規約は 1995(平成 7)年 6 月 3 日から施行する。

第 6 条第 2 項の規約は 1995(平成 7)年度に限り 4 月 1 日より翌年 4 月 30 日とする。

この規約は、1998(平成 10)年 8 月 2 日から改正施行する。

この規約は、2002(平成 14)年 6 月 1 日から改正施行する。

この規約は、2003(平成 15)年 6 月 29 日から実施する。

この規約は、2019(令和元)年 6 月 9 日から実施する。

この規約は、2020(令和 2)年 9 月 26 日から実施する。

この規約は、2025(令和 7)年 6 月 14 日から改正施行する。